

### 医療ルネサンス

No.3730

「私が障害者?」。50歳代半ばのパーキンソン病患者Cさんは、知人から「障害年金」の受給資格がありそうだと聞き、意外な感じがした。2001年のことだ。

17歳の若さで発病。50歳前後からは、足がすくんで転ぶことが増え、寝ている時間が長くなっていった。難病を対象にした特定疾患の認定は受けていたので、医療費は無料の扱い。「自分は難病患者だけど、障害者とは思っていないかった」と苦笑する。

障害年金は、年金加入者が重い障害を抱えた時、65歳まで申請が可能で、認定されれば受け取ることができる。パーキンソン病では、寝たきりに近い状態なら1級(年額約100万円)、自力歩行が難しくなると2級(同約80万円)の認定要件を満たす。

## パーキンソン病はいま

## 闘病を支える



主婦らに障害年金などの制度を説明する「障害年金支援ネットワーク」所属の社会保険労務士(東京都内)

# 障害年金受給へ助っ人

パーキンソン病は高齢になつてから悪くなる人が多い。このため、患者に障害年金についての情報が広く伝わらず、受給の可能性がある患者でも知らないまま闘病を続ける人も少なくないと言われる。

受給の条件は、障害の程度に加え、発病以前に年金に加入し、保険料をきちんと払っていること。それに初診日を証明する書類が必要になる。病気が重くなってから保険料の支払いを始めたり、発病時期を偽ったりする不正を防ぐためだ。保険料の支払い状況は社会保険庁が把握しているのでも、初診日と突き合わせチェックを受ける。Cさんは初診時、保険料を納める必要がない未成年であったことを証明しなければならぬ。これが容易ではなかった。初診は37年

前、近所の内科医院で受けた。90歳の医師に問い合わせたがカルテはない。どうしたら良いのか途方に暮れた。

その時、インターネットで、障害年金受給を支援する社会保険労務士らで作るNPO法人(特定非営利活動法人)「障害年金支援ネットワーク」を知った。同ネットから紹介された社労士が1か月かけ、通院した10か所近くの医療機関を当たったところ、18歳の時の受診記録が大学病院に残っていた。書類を整え、

**障害年金支援ネットワーク** 全国37人の社会保険労務士が参加する。無料電話相談は ☎0120・956・119 (平日午前10時～午後4時)。受給手続きに入ると有料で、2万円程度の着金や、受給した年金額数か月分の成功報酬などが必要になる。

全国パーキンソン病友の会副会長の清徳保雄さんは「患者自身が『病気のプロ』の自覚を持ち、医療、福祉の制度を理解して、上手に利用していくことが重要だ」と話す。長期にわたる闘病の支援体制はまだ十分だ。

(石塚人生)

(次は「病院の実力・血液がん」)

くらし 家庭